

フランスの警備業

社団法人 全国警備業協会

フランスの警備業

目次

はじめに	136
1 警備業の現状	136
2 民間警備活動の定義	137
3 警備事業を行うための条件	138
4 雇用されて警備員となるための条件	139
5 武器の携帯	139
6 警備員の権限	140
7 警備員の教育	142
8 民間警備活動と警察	143
9 一般的安全と民間警備活動	143
フランスの警備業法（抄訳）	145

はじめに

フランスでは、2003年3月18日に従来の警備業法（正確には、「監視、保護、資金輸送の民間活動を規制する法律」といい、1983年7月12日に成立した。以下「旧法」という。）を大幅に改正した新警備業法（正確には、「民間の警備活動を規制する法律」という。以下「新法」という。）が成立した。本年1月の調査時点で収集できた資料は「旧法」を前提としたものであったが、改正への動きをある程度承知できる資料もあったので、これらを頼りに、「旧法」と「新法」を比較しながら、フランスの警備業に関する法制について報告したい。ただ、「新法」はなにぶん出来たばかりであり、重要な事項であるがデクレ¹に委ねられた部分も多い。現時点では、残念ながら、デクレの内容まで把握することができなかつたので、不十分な記述も多い点をご容赦願いたい。

1 警備業の現状

(1) 警備業者数及び警備員数

フランス警備業の業界団体であるS.N.E.S (Syndicat National des Entreprises de Sécurité) によると、2000年12月時点の警備事業者数は4,020社である。ただし、そのうち、2210社は個人事業者（従業員は0）であり、500人以上の従業員を抱える業者は25社に過ぎない。また、同じく、S.N.E.Sによると、警備員数は2002年12月時点で99,800人である。

なお、個人事業者には警備犬の訓練者が多いということである。

(2) 売上高

警備業の市場規模は2000年で25,3億ユーロ（約3300億円）であり、前年（1999年）比10,5%の伸びを示している。従業員500人以上の警備事業者のシェア率は51,7%に及ぶ。従業員100人以上の警備事業者で計算するとシェア率は73,1%である。

¹ 日本の政令に相当する法律の下位にある法令

(3) 業界団体

警備業全般に関連する業界団体として前述した S.N.E.S がある。この団体は、近年の警備業に関連する法改正作業において業界の意見を集約する役割を果たしている。加盟業者数は 2002 年 10 月時点で 125 社であるが、市場シェア率は 80% を超えると見られている。また、S.N.E.S の他に、空港・航空機関連の警備事業者の団体 (S.P.E.S.S.A.A)、システム警備業者の団体 (G.P.M.S.E)、貴重品輸送事業者の団体 (S.Y.L.O.V.A.L)、警備業関連の訓練教育機関の団体 (S.N.O.F.O.P.S) があり、これらの団体を束ねる U.F.I.S.S (Union Federale des Industries et Services de la Sécurité) という連合組織がある。しかし、警備業界全体の代表としては、S.N.E.S が最も重要な役割を果たしているといえる。S.N.E.S は、警備事業者と被雇用者の労働協約である「Convention Collective Nationale des Entreprises de Prevention et de Sécurité」の署名団体でもある。この協約には、警備員の給与水準、教育訓練、労働時間等が定められている。また、業界を代表して様々な提言を行っている。

2 民間警備活動の定義

「新法」は、私的な警備活動として、人又はシステムによる動産、不動産の監視 (surveillance)、貴重品輸送、身辺警備の 3 種を掲げている (第 1 条第 1 項)。この点は「旧法」と基本的に変化はない。交通誘導業務が警備活動とされていない点を除けば、日本の警備業務の概念とほぼ一致すると考えられる。

但し、「新法」には、民間警備活動の 1 つとして「調査業」が加えられた。この点が「旧法」と大きく異なっている。なお、調査業に関する規定は、その他の民間警備活動と全く別個に規定されている (第 1 条から第 19 条までが上記 3 種の警備活動、第 20 条以下が調査業に関する規定となっている。) こと、及び日本の警備業法は調査業を対象としていないことから、本稿では、調査業に関する規定については説明を省略することとする。従って、本稿でいう民間警備活動とは、監視、貴重品輸送、身辺警備の 3 種類の活動だけを指すことになる。

注意しなければならないのは、企業内従業員に上記の活動を行わせる場合にも、原則

として、「新法」の適用があることである（第11条。「旧法」もこの点同様であった。）。

また、監視及び貴重品輸送事業は、これと関係のないいかなるサービスも提供してはならない、また、身辺警備事業は、他の警備活動を兼ねてはならないとの規定がある。これは「旧法」にもあった規定である。

3 警備事業を行うための条件

（1）個人の認可

警備事業を行うための要件は、「新法」において大きな変更があった。「新法」は、警備事業を行う前提として、個人事業者であれ、法人役員であれ、個人としての「認可（アグレマン＝agrément）」を取得する必要があるとしたのである。「旧法」でも個人事業者、法人役員となるための要件があったが、行政行為としては、営業開始のための許可行為しか存在しなかった。

認可は県知事が行う（パリにおいては、警視総監である。これは「新法」の行政行為のほとんどすべてについて当てはまる。）。

認可の要件も、「旧法」と較べて厳しくなっている。「旧法」では、国籍、刑罰歴、破産者の3つの欠格要件しかなかったのに、「新法」では、刑罰を受けていなくても生命、財産や公共の安全に対する攻撃行為を行った場合を欠格要件としている。更に、注目されるのは、現に警備事業を行っている者については、職業的能力（*aptitude professionnelle*）を証明するとの積極的要件が追加されたことである。どのような条件を満たせば職業的能力が証明されるのかはデクレの規定に委ねられているが、認可の条件として、欠格要件がほとんどを占める中で、積極的な要件が入ったことは政府の民間警備に対する考え方に変化があったことを示すものである。

（2）事業としての許可

個人としての認可の保持者であることを前提として、警備活動を事業として行うには、更に、県知事の許可（*autorisation*）を受ける必要がある。許可に特有な審査事項として、事業の運営における犯罪者の資金関与の有無がある。

4 雇用されて警備員となるための条件

(1) 貴重品輸送に従事する警備員の認可

事業者ではなく、雇用されて警備活動を行う者となるための条件についても、「新法」と「旧法」では違いがある。「新法」、「旧法」とも監視、身辺警護については個人として認可（アグレマン）を受ける必要はないが、「新法」では貴重品輸送活動を行う者について、事業者と同様に認可を要求している。この認可の条件と雇用されて警備活動を行う者となるための条件とに何らの違いもないが、貴重品輸送活動を行う警備員に認可を要求したのは理由があると思われる。つまり、行政当局の認可を要求しない場合、事業者は警備員のリストを提出するが、警備員の職務開始と条件を満たしているかの審査終了の間にはタイムラグがある。従って、条件を満たさない警備員が警備活動を行う可能性は否定できない。しかし、あらかじめ認可行為を要求すれば、認可を受けていない者を事業者が雇用することはないのでそのような事態は生じない。貴重品輸送活動については、他の警備活動に比べてより安全性に配慮したものと考えられる。また、貴重品輸送に携わる警備員には、武器の携帯が認められていることも関連しているであろう。

(2) 一般的条件

それでは、貴重品輸送警備員も含めて、雇用されて警備員となるための条件は「新法」においてどのように規定されているのだろうか。ここでも、「新法」は「旧法」より厳しい条件を定めている。「旧法」では刑罰歴のみが欠格要件として規定されていたが、「新法」では、事業者と同様、刑罰を受けていなくても生命、財産や公共の安全に対する攻撃行為を行った場合を欠格要件としている。そして、注目されるのは、やはり、職業的能力の証明という積極的要件を追加したことである。その内容はデクレに委ねられているが、ここでも政府の民間警備活動に関する考え方の変化が表われているのである。

5 武器の携帯

「新法」第10条Ⅱ第1項は、監視活動については、法令の範囲で武器を携帯できると定めている。これは、「旧法」と同じ規定である。しかし、「旧法」下では武器の携帯を認めるデクレは存在しなかった。また、第2項では、貴重品輸送活動については、原

則として武器の携帯を認めている。実際「旧法」下でも「デクレ86-1099号」で武器の携帯が認められていた。このデクレは、特定の銃器及び警棒の携帯を認めている（もっとも、銃器の場合は、別に銃器ライセンスの取得が必要である。）。以上の通り、監視活動には、たとえ護身用であっても警棒の携帯は認められなかったのである。この状態が、「新法」下で変わるのか不明であるが、貴重品輸送活動を特別に扱うところからみると、武器の携帯が監視活動に認められることはないと推測される。

また、身辺警備活動に関しては、武器の携帯は一切認められないこととなっている（第10条第Ⅱ第3項）。この点は、「旧法」も同様であった。

6 警備員の権限

（1）基本的考え方

「新法」は、「旧法」と同様、法人事業者の名称は警察業務との混同を避けるため、民間事業であることを示すものでなければならない（第2条）、警備業の認可は、認可を受けた者に対していかなる公的な性格も付与しない（第8条）、このことをあらゆる公式文書に記載しなければならない（第9条）、事業者その役員あるいは警備員が元警察官または元軍人であっても、そのことをいかなる場合においても援用してはならない（第9条第2項）、などの規定から明らかなように、警備事業者が特別な存在でないこと、また、特別な存在であるとの誤解を人々に与えないことを重要視している。

従って、基本的には、警備員には一般私人以上のなんらの権限も付与されていない。却って、監視活動を行う警備員は、原則として、公道上ではその業務を行えないとの趣旨の規定があるほどである（第3条）。また、労働紛争に干渉してはならない、政治、宗教及び労働運動に関する意見に関して監視を行ってはならないとする禁止規定（第4条）もある。こうした点は、「旧法」も全く同様であった。

これらの規定が意味しているのは、警備業は「必要悪」であるという「旧法」成立当時の国家の考え方である。警備業者がスト破りに関する事例もあり、当時の社会主義政権が警備事業者に対する不信感に基づいて1983年に「旧法」が成立したのである。こうした由来を持つ法律が、禁止規定に満ちていることは必然だったのである。

(2) 変化の兆候

しかし、こうした警備業に関する法律の基本的性格とは若干異質な規定が「旧法」下においてすでに存在した。それをそのまま引き継いだのが、「新法」第3条の1である。その第1項では、警備員の権限として、手荷物の視覚検査（inspection visuelle=エックス線検査も含まれると思われる）、所有者の明示的な同意を得た上での中身の検査（開披して探る検査）を認めている。また、第2項では、当局の承認を受けた警備員は、当局がアレテ²で定めた期間、場所の範囲内で、明示的な同意を得た上で、接触による身体検査を行えると定めている。この条項は、2001年9月11日のアメリカでのテロを契機に、テロ対策として、「日常の安全に関する法律2001年11月15日」により「旧法」に盛り込まれたものである。その意味では、きわめて特殊な規定であり、これらの権限を行使できる期間は2003年12月末までとされていたようである。しかし、「新法」では、この規定がそのまま引き継がれるとともに、第3条の2では、同様の検査権限を、1500人以上を集める催し物の警備についても認めたのである（但し、接触による身体検査場合は、司法警察官の監督下で行うとの条件がついている。³）

こうした権限を民間警備活動に認めた背景には、単にテロ対策という以上に重要な問題が含まれていると思われる。それは、民間警備の治安維持に果たす役割をどうとらえるかということである。「新法」第3条の1（「旧法」でも同じ）は警備業者の要望から生まれたものではない。国の治安維持対策に、直接的に民間警備を取り込む（厳しい縛りかけた上であるが）新しい考え方が第3条の1には潜んでいる。かつてフランスにはそのような考え方はなかった。第3条の1の出現を可能とした変化は、先に述べた、事業者、警備員となる条件に職業的能力を要求する条項の実現にも一役買っているように思われる。

² デクレより更に下位の法令の一種である。

³ あくまで検査の対象となる者の同意を前提としているので、民間人がこうした権限を行使するには常に法律の規定が必要であるとは、一概には言えないであろう（私人の管理権限に基づいて行なえる状況も考えられる）。いずれにしても、フランスでは、警備員に与えられた特別の権限であると認識されている（だからこそ法律で厳重な縛りがかけられている）。

7 警備員の教育

(1) 法律上の義務

「新法」には、警備員の教育に関する規定はない。「旧法」にもなかった。しかし、前述した労働協約である「Convention Collective Nationale des Entreprises de Prevention et de Sécurité」では、警備事業者に、新任警備員に対して最低限32時間（20時間は理論、12時間は実技）の教育を義務付けている。この協約は、S.N.E.SとU.F.I.S.Sが署名しているが、団体の加盟企業だけでなく、すべての警備事業者を拘束する法的効果があるとされている。

こうした状態は、今後変わる可能性もある。警備員の条件として職業的能力を定めた「新法」下では、その具体的内容として、何らかの教育あるいは試験を要求するかもしれないからである。ただ、これに関するデクレの内容を把握できない現時点では、確かなことはいえないので、以下には「旧法」下での警備員の教育について述べることにする。

(2) 教育体制

一般に、警備員の教育訓練は2段階に分かれており、警備員全般に対する教育訓練が基本コースであり、消防に携わる警備員に対する教育訓練が選択制の上級コースと言える。コースの名称は教育訓練機関によって異なるが、訓練の内容はほとんど同じである。ある教育機関の基本コースは20時間であり、料金は1715ユーロである。消防関係の教育コースは、公衆の出入りする施設（ERP）と高層ビル（IGH）に分かれている。消防関係の教育コースが発達したのは、ERPやIGHの消防業務には、法令で一定の資格あるいは経験が要求されていることによると思われる。

ChubbやSecuritasのような多国籍企業の場合、独自の教育訓練施設を持っており、警備員全般を対象とした基本教育を社内研修で行うことが多い。独自の研修施設を持たない警備事業者は、外部の教育機関で上記のようなコースを履修させている。これらの教育機関は県が認定した機関であり、県立もあれば私立もある。

8 民間警備活動と警察

(1) 電氣的システム警備と警察

民間業者による電氣的システムによる遠隔監視活動が発達しているどの国においても、誤報による警察の無駄な出動は大きな問題である。フランスでも、1991年に、警察と遠隔監視業者の摩擦は頂点に達したという（フランスには、日本のように警備員の出動を義務付ける法令はない）。その結果、事業者が、誤報ではないかとの「疑念の除去 (levée de doute)」を行った後でなければ、警察の出動を要請することは不当であるとし、不当な出動要請を行った事業者に過料を科すこととなった。どのような行動が「疑念の排除」に当たるのか明確な定めはないが、警備員の派遣、機器の高度化などの対処が行われたようである。その後、技術的に信頼の置けない事業者は市場から排除され、より高度な監視機器を運用する事業者が生き残る状況が生じたという。

「新法」においても、「疑念の除去」を義務付ける規定及び違反に対する過料の規定が引き継がれている（第16条の1）。

(2) 警察の立ち入り権限

「新法」では、警察の警備活動を行なう者に対する監督権限が規定された。報告立ち入り権限が規定された。これは「旧法」には存在しなかった規定である。具体的には、関係書類の提出要求権、事務所への立ち入り権限が明記されている。国家の、民間警備活動に対する強い監督の意思が具体化された規定であろう。

9 一般的安全と民間警備活動

フランスにおいては、国家と民間警備活動の関係は、「旧法」成立当時と現在とでは大きく変化している。

(1) 不信の時期

6(1)で述べたように、1983年の「旧法」の成立は、民間警備活動が国家にとって「必要悪」であるとの認識に基づいている。これを禁止することは不可能であるが、出来る限り社会に迷惑を与えないようにしなければならないと考えられたのである。1986年に「旧法」施行のためのデクレが成立し、実際に3%ないし8%の警備員が刑罰登録簿に基づいて排除されている。

(2) 不信からの脱却

一方では、不信からの脱却の努力が続けられた。その結果、当局は、警備業界が従業員の社会的状態を改善しようとしていることを認めた。1985年には、初めて、警備事業従業員のための労働協約が締結された。1987年から1991年の間には、教育や最低賃金引き上げに関する協約が成立した。

80年代後半からは、テロの脅威に絡んで、公衆が自由に出入りできる施設に対する遠隔監視事業が急速に成長した。また、経済停滞にもかかわらず、警備事業は拡大を続けた。治安に対する不安感が、安全産業への需要を増加させたのである。

こうした状況は、国家に、治安維持に対する民間警備活動の貢献という問題を突きつけたのである。もちろん、前述したように、遠隔監視事業の発達は、「誤報」を通して、治安機関との軋轢を生じさせた。しかし、その結果、事業者に厳しい義務が課されたとはいえ、反面では、コントロールセンターという民間の活動に法的根拠が与えられたともいえるわけであり、民間警備活動の認知度が高まったのである。

(3) 一般的安全に貢献する民間警備活動

1995年1月21日に「安全に関する方針及び計画の法律」が発効した。この法律の付属書I (Annexe I) で、「民間警備事業者は、一般的安全に貢献する」との文言が表われた。

この付属書Iは「政府が今後実行に移そうとする、生命及び財産の安全に関する政策」であり、「次の3つの主要目標を明確にする：一安全に関する責任の明確化及び調和、一警察業務を付託された公務員、軍人の能率を高めるための法的手段の整備、一国家警察の組織改革、警察官の労働条件改革の基礎の構築」文書である。更に、同付属書は、「国家は、あらゆる種類の脅威に対して、生命、財産の安全の領域で主たる責任を負う。

(中略) 国家は、その直接管理する資源を最大限に利用する責務を負う一方、安全のための役割を果たす当事者—すなわち、一方では市町村長とそのサービス、他方では安全に関する職業—が組織的に補完しあう明確な枠組みの中で、機能し活動するよう配意する責任を負う」と述べている。そして、「安全に関する責任の明確化及び調和」という目標の説明の中で、民間警備活動が取り上げられ、「一方では監視、保護、貴重品輸

送の事業者、他方では、民間調査業者が私的な警備活動を行う。彼らは、また、一般的安全に貢献する。彼らが活動する領域においては法的規制が実施される。政府は、まもなく、現行の条文を改正する法案を提出する。」と記された。

この「計画」に沿って、「新法」が成立したわけである（調査業が「新法」の規制対象となったことも「計画」どおりである。）。顧客に対する安全の提供を通じて、一般的安全にも貢献できる民間警備事業者の存在が、国全体の治安体制を支える一つの要素として組み込まれたといえ、言い過ぎなのであろうか。

「旧法」が成立した1983年の時点と現在を較べたとき、民間警備活動を取り巻く状況の変化に驚かされる。社会の安全を維持するには、警察など公的な機関だけでは十分ではなく、他のプレイヤーの協力が必要であるとの認識は、多くの国々で定着しているが、フランスのように、法的にこのことを認知した国も少ないのではないだろうか。

もちろん、フランスにおいて、現実に民間警備活動がどれほど社会の安全に寄与できるか、寄与するだけの実力を備えるかはこれからの問題である。「新法」がそれを促進する役割を果たすことができるのか興味深い。

最後に「新法」の本稿に関連する条文を掲げる（抄訳）。なお、試訳であることをお断りしておく。

民間の警備活動を規制する法律（法律番号83-629 1983年7月12日⁴）

第1条

以下の活動が、行政機関によって行われない場合は、この法律の規制に服する

- 1° 人間による監視、電氣的システムによる監視、動産及び不動産の保護並びに不動産の内部にいる人間の保護
- 2° 金銭、宝石、貴金属の目的地までの輸送又は監視及び輸送品の保全
- 3° 身辺警備

⁴ フランスの法律の呼称は、成立当初の年月日が付される。内容は2003年3月18日の法律によって大幅に変更されているが、最初に成立した日付である1983年7月12日が正式の呼称についてまわる。

以下に掲げる者に限って、自己又は他人のために、事業として、上記1°から3°に掲げる活動を行うことができる。

a) 商業・会社登録簿に登録している自然人又は法人

b) EUのメンバー国又はヨーロッパ経済圏の国において1°から3°の活動を行っている自然人又は法人

第2条

他人のために第1条に掲げる事業を行う法人の名称は、私人であること及び公務特に警察活動との混同を避けることを明確にするものでなければならない。

第1条1°及び2°の事業はこれらの活動と関係のない他のサービスの提供を行わない

第1条3°の事業は他の警備活動を兼ねない。

第3条

第1条1°の活動を行う者は、建物又は監視する土地の境界内でのみ活動することができる。

例外的に、県知事（パリでは警視総監）の許可により、これらの者が保護している財産に対する窃盗、毀損を防ぐため、公道上で巡回を含めた活動を行うことができる。

第3条の1

第1条1°に掲げられた活動を行う者は手荷物の視覚による検査及び所有者の同意を得て探索的検査を行うことができる。

県知事（パリでは警視総監）より特別に資格を与えられ・承認された、第1条1°に掲げる活動を行う者は、公共の安全に対する重大な脅威が存在する特定の状況において、明示的な同意を得た上で、接触検査を行うことができる。この場合、検査は対象となる者と同性の者によって行われなければならない。特定の状況は、その期間及び場所（あるいは場所の属性）を定めたアレテによって認証される。当該アレテは共和国検事に告知される。

第3条の2

1500人以上の観客を集めるスポーツ、娯楽または文化的イベントへの入場に際しては、コンセユダタのデクレの定める条件の下で県知事の同意を得た、第1条1に掲げる活動を行う者及び「治安に関する方針及び計画法」（1995年1月21日）の適用により上記主催者が指名する秩序維持のための要員（国家資格の保持者であり、かつ県知事の承認を受けた者）は、司法警察官の監督の下で、対象者の明示的な同意を得た上で接触検査を行うことができる。この場合、検査は対象となる者と同性の者によって行われなければならない。

上記の者及びイベントの安全のため自治体の長の決定に基づいて指名される自治体警察職員は、手荷物の視覚による検査及び所有者の同意を得た上での探索的検査を行うことができる。

この条項により県知事に与えられる権限は、パリにおいては、警視総監によって行使される。

第4条

第1条に掲げる活動を行う事業者及び従業員は、いかなる時、いかなる形態においても労働紛争及びこれに関する事象に干渉してはならない。また、個人の政治的、哲学的又は宗教的意見あるいは労働組合加盟に関する監視を行ってはならない。

第5条

何人も個人の資格であれ、法人の代表者又は職務執行者であれ、コンセユダタのデクレの定めに従って付与された認可（agrément）の保持者でなければ、第1条に掲げる事業を行うことができない。

認可は次の条件を満たす者に付与される。

- 1° フランス国籍を有する者、EU加盟国の出身者又はヨーロッパ経済圏協定締結国の出身者
- 2° 活動遂行の趣旨にそぐわない動機により、犯罪記録第2号文書に規定された軽罪罰又は重罪罰の対象となっていない者。外国出身者の場合は、同様の文書に記載されていない者

- 3° 追放命令の解けていない者又はフランス領内への入国禁止が解除されていない者
- 4° 商法第6巻第2款第5章の規定に基づく処分の対象となっていない者及びEU加盟国又はヨーロッパ経済圏協定締結国における同種の処分の対象となっていない者
- 5° 警察当局に管理されている個人データ自動処理簿に記載されている可能性のある、名誉、良心、良俗に反する行為、人又は財産に対する攻撃あるいは公共安全、国家の安全に対する攻撃の性格を持つ行為を行っていない者
- 6° 第1条に掲げる活動と両立しない、コンセユダタのデクレに列挙されている活動を行っていない者
- 7° 民間調査活動を行っていないこと
- 8° 現実に第1条に掲げる事業を行っている場合、コンセユダタのデクレで定められた条件の下で職業的能力を証明する者

認可は、認可を受けた者が上記の条件を満たさなくなった場合には撤回することができる。緊急の場合又は公共の秩序に関する必要性がある場合は、認可を停止することができる。

第6条

何人も、以下の場合には、第1条に掲げる活動を行うために使用人となることはできない。

- 1° 雇用又は配属される前に、県知事（パリの場合は警視総監）に申告されていない者
- 2° 活動遂行の趣旨にそぐわない動機により、犯罪記録第2号文書に規定された懲戒罰又は刑罰の対象となっている者。外国出身者の場合は、同様の文書に記載されている者
- 3° 追放命令の解けていない者又はフランス領内への入国禁止が解除されていない者
- 4° 警察当局に管理されている個人データ自動処理簿に記載されている可能性のある、名誉、良心、良俗に反する行為、人又は財産に対する攻撃あるいは公共安全、国家の安全に対する攻撃の性格を持つ行為を行った者
- 5° コンセユダタのデクレの定めに従って職業的能力を証明しない者

雇用契約の締結は、上記2°、3°及び4°の条件を満たしているかに関する県知事（警

視総監)の見解の通知に服する。2°から5°の条件に違反する雇用契約は無効である。

第6条の1

第1条2°に掲げる活動を行うために雇用されるすべての者は、県知事(パリの場合は警視総監)の承認の保持者でなければならない。県知事(パリの場合は警視総監)はその者が第6条2°から5°に該当しないことを確認する。

第6条の2

第6条5°に関するコンセユデータのデクレで定められた経過規定の限定の下で、第6条2°から5°の条件を満たさなくなった従業員の雇用契約は当然破棄される。

この破棄は、より有利な協定がある場合を除いて、労働法L122-9に規定された条件の下で、雇用者による解雇の法的補償の支払いを受ける権利を生じさせる。

また、従業員は、労働法L351-1に規定された条件の下で、代替所得の権利を有する。

第7条

第1条に掲げられた活動を行う事業者は、主営業所及び副次的営業所ごとに許可を受けなければならない。

I 第1条aに掲げられた自然人が事業者の場合は、許可申請は、当該自然人が商業・会社登録簿に登録している県知事に提出する。第1条aに掲げられた法人が事業者の場合は、許可申請は、当該法人を運営する代表者が提出し、当該法人が主営業所又は副次的営業所を有する県が受理する(パリの場合は警視総監)。

許可申請には、商業・会社登録簿の登録番号が必要である。自然人は、その住所を記載する。法人は、名称、本社の所在地、主営業所、副次的営業所の所在地(本社の所在地と別であれば)、定款、役員等のリスト、従業員のリスト、資本の分配状況及び他の会社への資金参加状況を提出する。

II 第1条bに掲げられた者が事業者である場合は、許可申請は警視総監によって受理

される。

自然人の場合は、許可申請に住所を記載する。法人の場合は、本社の住所、場合によっては、当該法人がフランスに設立しようとする営業所の所在地、定款、役員等のリスト、従業員のリスト、資産の分類及び他の会社の資本参加状況を提出する。場合によっては、法人が設立された EU 加盟国又はヨーロッパ経済圏協定締結国の付与した許可を添えて申請を行う。

Ⅲ 申請人が行う第 1 条に掲げられた活動が、公共の秩序に害を与える場合には、許可は拒否される。

Ⅳ I 及びⅡに掲げられた情報の変更、廃止及び付加並びに法人の資産の分類状況の変化は、一ヶ月以内に県知事（パリの場合は警視総監）に申告しなければならない。

第 8 条

行政当局の事前許可は、許可を受けた事業者に対していかなる公的性格も付与しない。事前許可はいかなる形であれ、行政当局に責任を負わせるものではない。

第 9 条

第 1 条が対象とする事業者が発する情報提供、契約、宣伝の性質を有するあらゆる文書（告知、通信文書を含む）には、第 7 条の規定による行政当局の許可を認知できるもの及び第 8 条の規定を記載しなければならない。

いかなる場合においても、業者の役員又は使用人が有する警察又は軍人の経歴を援用してはならない。

第 9 条の 1

第 5 条及び第 7 条の規定を第 1 条 b に掲げる者に適用する場合又は第 6 条の 1 の規定をこれらの者に適用する場合には、これらの者が本拠を置く EU 加盟国又はヨーロッパ経済圏協定締結国の法令が当該活動を行うために要求している条件、保証の観点から許可あるいは認可を発する。ただし、当該法令の条件、保障が、この法律が要求しているそれと同等とみなされる場合に限る。

これらの者が本拠を置く EU 加盟国又はヨーロッパ経済圏協定締結国が許可又は認可

を撤回した場合には、撤回が前項の条件、保証の違反に基づく場合に限り、この法律に基づく許可又は認可を撤回する。

第10条

I 第1条1°及び2°に掲げる活動を行う者は、活動実施中、特定された制服を着用しなければならない。ただし、コンセユダタのデクレが定める貴重品輸送の形態を除く。制服は、公的機関の制服、特に、国家警察、軍警察、関税及び自治体警察の制服と混同するものであってはならない。

II 第1条1°に掲げる活動を実施する者はコンセユダタのデクレが定める条件の下で武器を携帯することができる。

第1条2°に掲げる活動を実施するものは武器を携帯する。ただし、金銭が毀損され又は使用不能となることを保証する装置に収められかつ通常の車両で輸送される場合を除く。コンセユダタのデクレがこの輸送の条件を定める。

第1条3°に掲げる活動を実施するものは武器を携帯しない。

コンセユダタのデクレは、本条IIの規定に関して、許可される武器の種類、購入及び保管の条件、実施者に引き渡す方式、実施者が受ける教育、活動実施中の武器の携帯方法及び活動実施外における保管の条件を定める。

第11条

第11条の1及び他の法律の規定は例外として、企業の従業員が、当該企業のために第1条に掲げられた活動を実施する場合に、当該企業に第2条、第5条及び第9条は適用されない。

(第11条の1から第11条の4はフランス国有鉄道及びパリ交通公団の警備に関する規定であるので省略する)

第12条

I 第7条に規定された許可は、次の場合に撤回される

- 1° 自然人の場合、第5条の規定する認可の保持者が第5条の条件を満たさなくなったとき又は認可が撤回されたとき
- 2° 法人の場合、認可の保持者である役員が第5条の条件を満たさなくなったとき又は認可が撤回されたとき
- 3° 法人の場合、指揮命令が、法的代表者の代わりに、事実上、他の者が直接に又は他の者を介在させて行われているとき
- 4° 法人の場合、刑法324条の1に規定された条件の下で、直接又は間接的に、資本の全部又は一部が犯罪者の資金によって構成されているとき
- 5° 自然人、法人を問わず、この法律、外国人の入国、滞在に関する法律、労働法の関連規定に従わないとき

4°の規定を除いて、撤回は警告に従わなかった後に発せられる。

II 1°から4°の場合、6ヶ月を超えない範囲で許可を停止することができる。

第7条に基づく許可を受けた自然人及び法人の役員が刑事訴追を受けたときは、許可を停止することができる。許可の停止は、当局が、司法機関が実質判決を下したことを知ったときに終了する。

III 公共の秩序に関する緊急性又は必要性がある場合を除いて、停止又は撤回は聴聞の後発せられる。

IV 許可は、その対象者が事業を廃したとき無効となる。

第13条

警察署長、警察官及び軍警察官は、行政当局のために、第1条に掲げる活動を行う者の監督を行う。

労働関係監督官の権能とは別に、上記の者は、労働法L620-3に規定された従業員名簿、及び同法L611-9に規定されたその他の簿冊、帳簿、書類の報告を求めるこ

とができる。

また、書面により又はその場で必要な情報及び証明書類を収集することができる。

管理者又はその代理人の立会いの下で、上記の者は、8時から20時までの間、第1条に掲げられた活動が通常行なわれている事務所に立ち入ることができる。同様に、上記の者は、当該活動が行なわれているときはいつでも立ち入ることができる。ただし、住居として使用されている部分はこの限りでない。

立ち入りの報告書が作成され、そのコピーが直ちに事業の責任者に交付される。また、報告書は県知事（パリの場合は、警視総監）に送付される。

（第14条から第16条は罰則関係の条文であるので省略する）

第16条の1

動産又は不動産の遠隔監視を行う自然人又は法人による国家警察及び軍警察に対する、重罪又は軽罪の明白な遂行を推測させる証拠の実質性、整合性の確認が総合して行なわれることによる疑念の除去を経ない出動要請は不当である。

行政当局は、不当に国家警察又は軍警察に対して出動要請を行った前項の自然人又は法人に対して、不当な出動要請一回につき45ユーロを超えない金額の過料を宣告できる。

前項の規定による過料の対象となりうる自然人又は法人は、過料の宣告を受ける前に、その意見を述べ、実施したところの第1項にいう確認の真実性を証明することができる。

（第17条は廃止）

第18条

第6条に規定する条件を満たさない、又は満たさなくなった使用人は、確定判決があった日から6ヶ月以内に無資格の状態が終了する場合を除いて、職務を停止しなければならない。

第19条

この法律の実施細則、とりわけ第7条の規定による事前許可の申請、審査、発布、停止及び撤回の細則は、コンセユデタのデクレで定める。

上記のデクレは、第 1 条の対象となる事業者の従業員の採用に関する条件を規定する。
また、このデクレは、事務的、職業的な性質を有する装備、書類の使用及び制服、徽章の着用に関して規定するとともに、必要があれば、この法律の実施細則を第 11 条の対象となる企業に適合させる。

(第 20 条から第 34 条までは民間調査業に関する規定が中心であるので省略する)